

○三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する規則

令和 5年 4月 1日
規 則 第 2 号

（趣旨）

第1条 この規則は、三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第 2 条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長職員 条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- (3) 定年前再任用 条例第 12 条の規定により採用することをいう。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第3条 条例第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によって得るものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

第4条 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第5条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第6条 条例第 10 条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第7条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得るものとする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
(定年前再任用の選考に用いる情報)

第8条 条例第12条及び第13条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)
- 2 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第3号。以下「令和5年改正条例」という。）附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和5年改正条例による改正後の三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和5年改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職（当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 3 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年）に達している職員とする。
(暫定再任用)
- 4 令和5年改正条例附則第3条第1項及び第2項、附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第1項及び第2項並びに附則第6条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これら

の規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和5年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 5 令和5年改正条例附則第3条第5項（令和5年改正条例附則第4条第3項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項において準用する場合を含む。）に規定する職員の同意は、書面により行うものとする。
- 6 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は令和5年改正条例附則第3条第3項（令和5年改正附則第4条第3項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により任期を更新する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。
(新条例附則第4項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 7 新条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
 - (3) 三条地域水道用水供給企業団職員給与規程（昭和54年規程第5号）第2条第1項の規定により準用する三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）附則第11項から第18項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
 - (4) 三条地域水道用水供給企業団職員給与規程第2条第1項の規定により準用する三条市職員の退職手当に関する条例（平成17年三条市条例第51号）附則第11項から第13項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職したものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、新条例附則第4項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 8 任命権者は、新条例附則第4項の規定により勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとする。

9 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢 60 年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

10 附則第 7 項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した書面を交付することにより行うものとする。

11 附則第 9 項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した書面を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和 5 年改正条例附則第 10 条の規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

12 令和 5 年改正条例附則第 10 条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年であるものに限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和 5 年改正条例附則第 10 条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

14 令和 5 年改正条例附則第 10 条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第 12 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。